



〒100-8919 東京都千代田区霞が関2丁目2番1号
日本国外務大臣 茂木敏充さま

2025年11月5日

拝啓

このたびは、日本の資金提供によりサラワク州森林局（FDS）が実施している、マレーシア・サラワク州における国際熱帯木材機関（ITTO）のプロジェクト活動について、懸念を表明するために書簡を差し上げております。とくに懸念されるのは、サラワク州における日本政府資金による ITTO による活動が以下の行為を行っている点です。

- 自由で事前の情報に基づく同意（FPIC）や市民社会の参加権といった国連の中核原則に違反している
- 市民社会組織を積極的に貶め標的にしている
- サラワク州木材部門における不透明性と腐敗を容認している
- 地元コミュニティメンバーに対する脅迫、内部避難、土地所有権の尊重欠如、その他の人権侵害疑惑を容認している
- 保護区域外のサラワク州に残る原生林の破壊を容認している

したがって、わたしたちは、国連原則の完全な遵守が保証され、市民社会の参加が再開され、十分な腐敗防止・人権・持続可能性の保護措置が講じられるまで、日本政府がサラワクにおける ITTO プロジェクトへの資金提供を直ちに凍結するよう要請いたします。

とくに、2023 年以降に日本政府資金による ITTO プロジェクト実施においてサラワク森林局が引き起こした以下の懸念すべき事例および国連原則違反を取り上げたいと思います。

1. 市民社会を標的とする ITTO プロジェクト活動の濫用

2025 年 9 月 30 日、サラワク州の地元メディアは、ミリ市で開催された ITTO 主催のコミュニティ対話において、コミュニティ指導者らが「非政府組織（NGO）および活動家は、居住者事務所または地区事務所の許可を得た場合にのみかれらと関わることを認める」と決議したと報じました。わたしたちには、バラム地域のコミュニティ指導者がサラワク森林局（FDS）から圧力を受け、このような決議に至ったと信じるに足る証拠があります。仮にそのような正式な決議が存在する場合にしても、です。

その後、2025 年 10 月 7 日、サラワク州政府職員が「ウル・バラム ITTO コミュニティプロジ

エクト(Komuniti Projek ITTO Ulu Baram)」と題した WhatsApp チャットで、コミュニティ指導者に対し、NGO に対するとされるバラム指導者決議を支持するプレスリリース作成を呼びかけました。当該チャットメッセージには、これをサラワク先住民による自発的な要求（政府要請ではない）と見せかけるための具体的な手順が記載されていました。

市民社会との連携に対する政府承認を求める要請は、長年にわたり NGO とのパートナーシップから恩恵を受けてきた先住民コミュニティの利益に明らかに相反します。**政府による非承認市民社会との接触禁止は、集会の自由という基本的人権の明白な侵害にあたります。**

上記のような事態が、日本政府が唯一の国際ドナーとして 139,039 米ドルを拠出する ITTO プロジェクト「地域生計の緊急的向上：マレーシア・サラワク州バラム川上流域における地域参加型保全・開発のための緊急行動（CRITICAL UPLIFTMENT OF LOCAL LIVELIHOODS: URGENT ACTIONS FOR COMMUNITY-BASED CONSERVATION AND DEVELOPMENT IN UPPER BARAM, SARAWAK, MALAYSIA）」（PP-A/60-367）の下で発生したことは憂慮すべきことです。

2. ITTO プロジェクト地域における木材伐採許可に関する情報の意図的な隠蔽

さらに懸念される違反は、「マレーシア・サラワク州アッパーバラムにおける、地域コミュニティの関与による保全と持続可能な開発のためのアッパーバラム・フォレストエリアの経営（MANAGEMENT OF UPPER BARAM FOREST AREA FOR CONSERVATION AND SUSTAINABLE DEVELOPMENT WITH INVOLVEMENT OF LOCAL COMMUNITIES, UPPER BARAM, SARAWAK, MALAYSIA）」プロジェクト（PD 902/19 Rev.3 (F)、以下「UBFA プロジェクト」と称する）に関連しています。同プロジェクトは、2024 年 10 月にサラワク州当局によって一方的に終了されるまで、林野庁が 10 万米ドルを拠出して共同支援していました。

このプロジェクトにおいて、プロジェクト運営委員会のメンバーを含む関係者は、地域全体にとって最も重要かつ基本的な経済情報であるにもかかわらず、バラムにおける木材ライセンスの状況について、FDS によって意図的に情報を隠蔽されていました。

プロジェクト正式開始直後の 2023 年 8 月 22 日、サラワクの市民団体 SAVE Rivers と KERUAN は、当該地域の木材許可証情報の包括的開示を求める書簡を FDS 及び ITTO に送付しました。ただ、同書簡に対し、FDS も ITTO も一切回答せず、要求された情報は今日に至るまで非公開のままです。

2023 年 9 月 26 日、サラワク州ミリで第 1 回 UBFA プロジェクト運営委員会（PSC）が開催された際、FDS は木材グループ・サムリン（Samling）が持っていた 30 年間のライセンス有効期間満了後に同地域内の 2 つの主要な木材ライセンスが失効した事実を参加者から隠蔽しました。2025 年 3 月 19 日にサラワク州森林局長がサバ・サラワク高等裁判所へ提出した宣誓供述書によってはじめて、サムリン社の木材許可証 T/0412 が 2023 年 8 月 31 日（PSC 会合の 3 週間前）に失効していた事実が明らかとなりました。隣接するサムリン社林業許可証 T/0411 も同日に失効した可能性が極めて高く、本書簡ではそのように推定しますが、この件に関する公式情報は入手できていません。

サラワク州森林局は、ITTO の UBFA プロジェクトに関するこうした重要な情報を、ステークホルダーや PSC メンバーから隠蔽しました。その隠蔽範囲は地域社会や市民社会の代表者だけでなく、日本政府やブルーノ・マンサー基金、スイス・バーゼル市といった国際ドナーにも及

んでいます。

こうした状況下では、現地のステークホルダーが「自由で事前の十分な情報に基づく同意」を行使することは不可能でした。かれらが積極的に求めた重要なプロジェクト情報が、意図的に隠されていたからです。言うまでもなく、日本政府代表を含む PSC 内のドナー代表者たちが、プロジェクト決定に適切に参加し、PSC メンバーとしての権利を行使することは不可能でした。

3. 政治的コネクションを持つ企業に秘密裏に付与された新たな大規模木材伐採権

その後、サラワク州森林局長は、ITTO プロジェクト区域の大部分を含む 17 万ヘクタールに及ぶ木材伐採権 (T/9246) を、サラワク州の政治的コネクションを持つ実業家が支配する民間企業「ボルネオランド・ティンバー・リソースズ社 (Borneoland Timber Resources Sdn Bhd、以下「ボルネオランド社」) に付与しました。この数百万ドル規模の木材伐採権は、2024 年 3 月 12 日、公募なしで同社の申請に基づき付与されたのです。

サバ・サラワク高等裁判所に提出された宣誓供述書において、森林局長は手続きを次のように説明している – 「森林伐採権 T/0412 号の期限満了後、新規許可の申請が提出された。慎重な検討を経て、第 2 被告 (=サラワク州天然資源・都市開発省大臣) の承認を得た後、第 1 被告 (=サラワク州森林局長) は 2024 年 3 月 12 日、ボルネオランド社に対し森林伐採許可証番号 T/9246 を発行した。新規 T/9246 ライセンスは、サムリン・プライウッド (バラマス) 社 (Samling Plywood (Baramas) Sdn) が保有していた旧ライセンス T/0412 と同等の面積・範囲をカバーするものです」。

このような高価値の木材ライセンスが、旧ライセンスの失効情報を公に隠蔽したまま秘密裏に付与された事実自体が、腐敗の明白な証拠に相当するものです。

サラワク州当局は、新たな木材許可証の取得企業としてボルネオランド社が選ばれた理由について、いかなる説明も行っていません。同社が州政府に支払った金額と選定理由についてサラワク州首相に説明を求める書簡を 2025 年 9 月 24 日付で送付しました。ただ、本日まで、この書簡の質問は未回答のままです。

今後 20 年間の地域社会に影響を与える最も重要な経済的決定となる可能性があるにもかかわらず、新たな木材伐採許可の影響を受ける地域社会は協議も情報提供も受けてこなかったのです。

2024 年半ば、NGO がアッパーバラムにおける破壊的な伐採活動への懸念を公に表明した際、サラワク森林局は同地域での伐採を公に否定しました。ボルネオ・ポスト紙は 2024 年 7 月 10 日付で次のように報じました – 「サラワク森林局 (FDS) は、ブルーノ・マンサー基金 (BMF) が主張する『企業によるアッパーバラム地域での大規模伐採活動』を否定しました。むしろ、モハマド局長は、FDS が現在、現地選出の代表者および企業と連携し、同地域で複数のコミュニティプロジェクトとプログラムを実施していると指摘した」のです。

主要な木材伐採権の秘密裏の付与は、サラワク州政府による国連の「自由で事前かつ十分な情報に基づく同意 (FPIC)」原則の重大な違反に相当します。日本やその他の国際ドナーが共同出資する ITTO プロジェクトの区域内でこのような事態が発生したことは憂慮すべきことです。

サラワク州当局に対しボルネオランド社に与えられた木材許可証の開示を繰り返し要請しているにもかかわらず、今日に至るまで非公開のままとなっています。このことは ITTO を通じて

日本から国際資金提供を受けているプロジェクト区域において容認できない事態と考えます。

4. ITTO プロジェクト区域内、特にスリン・セラアン保護林を含むサラワク州に残存する最後の原生林の破壊

数十年にわたる激しい伐採の結果、サラワク州の原生林は 10% 未満、おそらく 5% 未満しか残存していません。完全保護区（TPAs）外で最も重要な原生林は、1990 年代から地域コミュニティが伐採から守ってきたバラム河上流域に存在します。

原生林が生物多様性のホットスポットおよび炭素貯蔵庫として重要な役割を果たすことは国際的に周知されています。したがって、ボルネオ島に残された原生林の保全は、国際的な気候変動対策および自然保護政策における最優先課題です。ボルネオ島内陸部の森林を保護し持続可能な管理を行う必要性は、2007 年にマレーシア、インドネシア、ブルネイの政府が署名した「ボルネオの心臓部（Heart of Borneo）宣言」でも公式に認められています。

こうした認識にもかかわらず、サラワク州森林局はアッパーバラム地域の高い保護価値を持つ森林が十分に保護されるための安全策を一切講じていません。明らかに、高保護価値評価も社会環境影響評価も実施されていないのです。これは持続可能とは言うには程遠く、熱帯林の持続可能な管理・回復・保全を推進するという ITTO の使命にも反しています。

地元住民による報告や画像の証拠、衛星画像から、ボルネオランド社伐採区域内での伐採が攻撃的で甚大な被害をもたらす方法で行われていることが示されています。とくに衝撃的なのは、スリン・セラアン保護林において、伐採活動がこれまで保護されていたコアゾーンにまで及んでいることです。

サラワク森林局（FDS）も ITTO も、原生林の破壊、地元住民の土地権の侵害、河川汚染に関する地元住民の苦情に対応していません。例えば、2024 年 8 月 27 日に天然資源・都市開発省大臣に提出された、アッパーバラムでの伐採活動中止を求める 500 名のプナン人による請願書がそれにあたります。

むしろ、こうした苦情は FDS と ITTO 事務局長（マレーシア人）によって常に無視され、却下されてきました。日本政府は、サラワクに残された最後の原生林の破壊を容認する活動への資金提供を継続すべきではありません。

5. ITTO プロジェクト地域における人権侵害疑惑に関する SUHAKAM 調査への妨害行為

ITTO プロジェクト地域内にあるバ・ダタ・ビラ（Ba Data Bila）の住民による苦情を受け、マレーシア人権委員会 SUHAKAM は最近、ボルネオランド社およびその代理人による威嚇行為、暴力の脅迫、強制移住、慣習的権利の侵害疑惑に関する調査を開始しました。

2025 年 9 月 22 日、サラワク州森林局は SUHAKAM に干渉し、かれらによるバ・ダタ・ビラへの訪問を口実をつけて阻止しようとしてしました。これまで、FDS はこれらの正当かつ信憑性のある苦情に対処するために何ら措置を講じていませんでした。それどころか、FDS は同社の不正行為を示唆するあらゆる情報を無視し、軽視し、却下し続けました。

SUHAKAM は調査を継続する方針を明確にしています。しかし、FDS の介入により調査が遅延し、その間にボルネオランド社が現地で証拠隠滅や証拠破壊を行う可能性が生じています。

茂木大臣さま、日本政府は気候変動対策と生物多様性保全の観点から、持続可能な熱帯林業と

ボルネオ最後の原生雨林の保護に引き続き取り組むと確信しております。

ただ残念ながら、サラワク森林局は ITTO の支援下で実施されるプロジェクトにおいてさえ、国際的な要請や基準を満たす意思がないとの結論に至りました。よって、日本政府に対し、サラワクにおける ITTO 活動への資金提供を即時凍結するよう要請いたします。

敬具

SAVE Rivers (サラワク州/マレーシア)

KERUAN (サラワク州/マレーシア)

ブルーノ・マンサー基金 (Bruno Manser Fonds) (スイス)

ボルネオ・プロジェクト (The Borneo Project) (アメリカ合衆国)

熱帯林行動ネットワーク (JATAN) (日本)

国際環境 NGO FoE Japan (日本)

ウータン・森と生活を考える会 (HUTAN Group) (日本)

サラワク・キャンペーン委員会 (Sarawak Campaign Committee) (日本)

副本送付先

- 環境省大臣
- 農林水産省林野庁長官
- 在クアラルンプール日本国大使館
- 国際熱帯木材理事会 (ITTC) カサンドラ・プライス委員長
- 国際熱帯木材機関 (ITTO) 苦情処理委員会
- サラワク州首相 (クチン・マレーシア)
- マレーシア国首相 (クアラルンプール・マレーシア)
- マレーシア・プランテーション産業・商品省大臣
- マレーシア反汚職委員会 (MACC)
- 国連先住民族の権利に関する特別報告者 (ジュネーブ)
- 国連人権高等弁務官事務所 (ジュネーブ)
- 欧州連合・ドイツ・スイス・オランダ・カナダ・アメリカ合衆国・オーストラリア・ノルウェーの駐日ならびに駐マレーシア大使館 (代表部)
- グリーン気候基金 (Green Climate Fund)
- 地球環境ファシリティ (Global Environmental Facility)
- マレーシア自然保護協会 (Malaysian Nature Society)

日本側連絡先：

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 13-11 チャリ千駄ヶ谷 204

一般社団法人 熱帯林行動ネットワーク (JATAN)

代表理事 原田 公

Email: harada@jatan.org